

データ越境流動の促進及び規範化に関する規定
(国家ネットワーク情報弁公室令第 16 号)

2024 年 3 月 22 日

- 1条 データの安全を保障し、個人情報の権益を保護し、データの法による秩序ある自由な流動を促進するため、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づき、データ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報保護認証等のデータ越境移転制度の施行について、この規定を制定する。
- 2条 データ取扱者は、関連規定に従い、重要データの識別及び申告を行わなければならない。関連部門及び地域により重要データとして告知又は公表されていない場合には、データ取扱者は、重要データとしてデータ越境移転安全評価を申告する必要がない。
- 3条 国際貿易、クロスボーダー輸送、学術提携、クロスボーダー生産・製造及びマーケティング等の活動において収集又は生成したデータを境外¹に提供するにあたり、個人情報又は重要データを含まない場合には、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証の取得が免除される。
- 4条 データ取扱者が境外で収集又は生成した個人情報を境内に伝送して処理した後に境外に提供するにあたり、処理過程において境内の個人情報又は重要データを取り込んでいない場合には、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証の取得が免除される。
- 5条 データ取扱者が個人情報を境外に提供するにあたり、次の条件のいずれかに該当する場合には、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証の取得が免除される。
- (1) 越境 EC、クロスボーダー輸送、海外送金、クロスボーダー決済、クロスボーダー口座開設、航空券・ホテル予約、ビザ手続、試験サービス等の個人を一方当事者とする契約を締結又は履行するために、個人情報を境外に提供する必要性が確実にあるとき。
 - (2) 法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に従いクロス

¹ 単に中国の国外だけでなく、香港、マカオなどの特別行政区などの適用される法律が異なる地域、すなわち異なる法域への個人情報などの移転も含まれるため、「国外」ではなく「境外」としている。原文においても「境外」、「境内」の用語が使用されている。

ボーダー人材管理を実施するにあたり、従業員の個人情報を境外に提供する必要性が確実にあるとき。

- (3) 緊急事態において、自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために、個人情報を境外に提供する必要性が確実にあるとき。
 - (4) 基幹的情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当年1月1日以降に境外に提供する個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）が累計10万人未満であるとき。
2. 前項にいう境外に提供する個人情報には、重要データは含まれない。

6条 自由貿易試験区は、国家データ分類・等級保護制度の枠組みにおいて、区内のデータ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報保護認証の管理範囲内に組み入れる必要のあるデータリスト（以下「ネガティブリスト」という。）を自ら制定することができ、省レベルのネットワーク安全情報化委員会の承認を経た後、国家インターネット情報部門及び国家データ管理部門に届け出る。

2. 自由貿易試験区内のデータ取扱者によるネガティブリスト外のデータの境外への提供については、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証の取得を免除することができる。

7条 データ取扱者がデータを境外に提供するにあたり、次の条件のいずれかに該当する場合には、所在地の省レベルのインターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門に対しデータ越境移転安全評価を申告しなければならない。

- (1) 基幹的情報インフラ運営者が個人情報又は重要データを境外に提供するとき。
- (2) 基幹的情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が重要データを境外に提供するとき、又は当年1月1日以降に累計100万人以上の個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）若しくは1万人以上のセンシティブ個人情報を境外に提供するとき。

2. この規定の第3条、第4条、第5条、第6条に定める事由に該当する場合には、その規定に従う。

8条 基幹的情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当年1月1日以降、累計で10万人以上、100万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を含まない。）又は1万人未満のセンシティブ個人情報を境外に提供する場合には、法により、境外の受領者と個人情報越境移転標準契約を締結し、又は個人情報保護認証を取得しなければならない。

2. この規定の第3条、第4条、第5条、第6条に定める事由に該当する場合には、その規定に従う。

9条 データ越境移転安全評価の合格結果の有効期間は3年とし、評価結果の発行日から起算する。有効期間の満了にあたり、引き続きデータ越境移転活動を実施する必要があるが、かつ、データ越境移転安全評価を新たに申告する必要がある事由が発生していない場合には、データ取扱者は、有効期間満了までの60営業日以内に、所在地の省レベルのインターネット情報部門を通じて、国家インターネット情報部門に対し評価結果の有効期間の延長を申請することができる。国家インターネット情報部門の承認を経れば、評価結果の有効期間を3年間延長することができる。

10条 データ取扱者は、個人情報を境外に提供する場合には、法律、行政法規の規定に従い、告知、個人の個別同意の取得、個人情報保護影響評価の実施等の義務を履行しなければならない。

11条 データ取扱者は、データを境外に提供する場合には、法律、法規の規定を遵守し、データ安全保護義務を履行し、技術措置その他の必要な措置を講じてデータ越境移転の安全性を保障しなければならない。データ安全事件が発生し、又は発生する可能性がある場合には、救済措置を講じて、速やかに省レベル以上のインターネット情報部門及びその他の関係主管部門に報告しなければならない。

12条 各地のインターネット情報部門は、データ取扱者のデータ越境移転活動に対する指導・監督を強化し、データ越境移転安全評価制度を健全化して整備し、評価プロセスを最適化し、事前・事中・事後の全チェーン・全分野の監督管理を強化し、データ越境移転活動に比較的大きなリスクが存在し、又はデータ安全事件が発生したことを発見した場合には、データ取扱者に対し、是正を行い、潜在的リスクを除去するよう求めなければならない。是正を拒否し、又は深刻な結果をもたらした場合には、法により法的責任を追及する。

13条 2022年7月7日に公布された「データ越境移転安全評価弁法」（国家インターネット情報弁公室令第11号）、2023年2月22日に公布された「個人情報越境移転標準契約弁法」（国家インターネット情報弁公室令第13号）等の関連規定がこの規定と一致しない場合には、この規定を適用する。

14条 この規定は、公布日から施行する。